特定福祉用具の貸与と販売の選択制にかかる取扱いについて

利用者の負担を軽減し、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部福祉用具の貸与と販売の選択制が導入されました。

利用者の生活環境を整えるうえで、

固定用スロープ・・・主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く

歩行器・・・・・・・脚部がすべて杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターがついている歩行車は除く

単点杖及び多点杖・・カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る

が必要と思われる場合

